

鳥根県報

号外第四三号

(金曜日)

目 次

島根県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則
(景観自然課) 一
告示

公布された条例等のあらまし

◆島根県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則（規則第四一号）

規則の概要

特別地域において制限される行為を追加したことに伴い、当該行為に係る許可基準、許可を要しない行為及び申請の様式を追加することとした。（第十九

2 風景地保護協定制度創設に伴い、次に掲げる事項に関する規定を追加することとした。

- (1) 風景地保護協定の基準（第二十四条関係）

(2) 風景地保護協定の公告の方法（第二十五条関係）

(3) 風景地保護協定の締結の公告の方法（第二十六条関係）

3 公園管理団他姓殿創設に伴い、公園管理団体の指定基準を設定することとした。（第二十七条関係）

4 その他規定の整理

平成十五年四月一日から施行することとした

規則

島根県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年三月十八日

島根県規則第四十一号

島根県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則
島根県立自然公園条例施行規則（昭和三十六年島根県規則第二十号）の一部を次のよう
に改正する。

第一条第七号中「第二条第九項」を「第二条第八項」に改める。

第二条第七号中「第二条第九項」を「第二条第ノ項」に改める。
第二条第一項中「第九条第三項」を「第七条第三項」に改め、同条第二項第一号中「附
註二」を「付註二」に改め、同条第四号中「附道一」を「付道二」に改めろ。

第四条中「行なう」を「行う」に改める。

第十二条中「第九条第三項」を「第七条第三項」に、「附する」を「付する」に改める。

第十八条中「第九条第一項」を「第七条第一項」に改める。

第十九條第一項中「第十二条第四項」を「第十一条第四項」に改め、同条第一項中「附

第十九条の二第一項中「第十三条第四項第一号」を「第十一条第四項第一号」に改め、

同項第六号中「において」を「が定められており、かつ」に改め、同条第二項中「第十三

同第四項第一号」を「第十一条第四項第一号」は「第十三条第四項」を「第十一条第四項」に改め、同第三項及び第四項中「第十三条第四項第一号」を「第十一条第四項第一

「亏」に改め、同条第五項中「第十三条第四項第一号」を「第十一条第四項第一号」に、

第十三条第四項」を「第十一條第四項」に、「第十三条第六項」を「第十一條第六項」に改め、同条第六項から第八項までの規定中「第十三条第四項第一号」を「第十一條第四

「第十三條第四項第一号」を「第十一條第四項第一号」に改め、同条第九項中

島根県報

平成15年3月28日

に改め、同項第七項ロ中「第十三条第四項」を「第十一条第四項」に改め、同条第十項から第十二項までの規定中「第十三条第四項第一号」を「第十一条第四項第二号」に改め、同条第十四項中「第十三条第四項第三号」を「第十一条第四項第三号」に改め、同条第十五項中「第十三条第四項第三号」を「第十一条第四項第三号」に改め、同条第十五項中「第十三条第四項第三号」を「第十一条第四項第三号」に改め、同項第一号中「第十三条第四項」を「第十一条第四項」に改め、「第十三条第五項」を「第十一条第五項」に改め、同号ニ中「において」を「が定められており、かつ」に改め、同条第十六項中「第十三条第四項第四号」を「第十一条第四項第四号」に改め、同項第三号中「第十三条第四項」を「第十一条第四項」に改め、同項第三号中「第十三条第四項」を「第十一条第四項」に改め、同条第十七項中「第十三条第四項第五号」を「第十一条第四項第五号」に改め、同條第二十四項中「第十三条第四項各号」を「第十一条第四項各号」に改め、同項第三号中「第十三条第四項」を「第十一条第四項」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第二十三項中「第十三条第四項各号」を「第十一条第四項各号」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第二十二項中「第十三条第四項第十号」を「第十一条第四項第十二号」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第二十一項中「第十三条第四項第九号」を「第十一条第四項第十一号」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第二十項中「第十一条第四項第八号」を「第十一条第四項第九号及び第十号」に改め、同項第二号中「、又は」を「若しくは」に改め、「とする植物」の下に「、捕獲し若しくは殺傷しようとする動物又は採取し若しくは損傷しようとする卵に係る動物」を加え、同号ただし書中「ただし」の下に「在來の動植物の保存その他當該特別地域における在來の風致の維持のために必要と認められる場合又は」を加え、「當該植物」を「當該動植物」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十九項中「第十三条第四項第七号」を「第十一条第四項第八号」に改め、同項第二号中「を建築する」を「その他の工作物を設置する」に改め、「ためその他土地を階段状に造成する」を削り、同号の次に次の一号を加える。

二の二 土地を階段状に造成するものでないこと。ただし、農林漁業を営むために必要と認められるものについては、この限りでない。

第十九条の二第十九項を同条第二十項とし、同条第十八項中「第十三条第四項第六号」を「第十三条第四項第七号」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十七項の次に次の二項を加える。

- 18 条例第十一條第四項第六号に掲げる行為に係る許可の基準は、次のとおりとする。ただし、地域住民の日常生活の維持のために必要と認められるもの、農林漁業に付随して行われるもの又は公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるものであつて、第五号から第九号までに掲げる基準に適合するものについては、この限りでない。
- 一 第一種特別地域又は第二種特別地域若しくは第三種特別地域のうち植生の復元が困難な地域等若しくは自然草地等内において行われるものでないこと。
 - 二 廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第二条第一項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。）を集積し、又は貯蔵するものでないこと。
 - 三 申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるものであること。
 - 四 自然的、社会経済的条件にかんがみ、集積又は貯蔵の期間及び規模が必要最小限と認められるものであること。
 - 五 集積し、又は貯蔵する物が樹木その他の遮へい物により利用施設等その他の主要な公園利用地点から明瞭に望見されるものでないこと。
 - 六 集積し、又は貯蔵する高さが十メートルを超えないものであること。
 - 七 集積し、又は貯蔵する土地の外周線が、公園事業道路等の路肩から二十メートル以上、それ以外の道路の路肩から五メートル以上離れていること。
 - 八 集積し、又は貯蔵する土地の外周線が敷地境界線から五メートル以上離れていること。
 - 九 集積し、又は貯蔵する物が崩壊し、飛散し、及び流出するおそれがないこと。
 - 十 支障木の伐採が僅少であること。
 - 十一 集積又は貯蔵に係る跡地の整理に関する計画が定められており、かつ、当該跡地の整理を適切に行うこととされているものであること。
- 第十九条の三第一項中「第十三条第五項」を「第十一条第五項」に改め、同条第二項中「第十三条第六項」を「第十一条第六項」に改める。
- 第二十条中「第十三条第八項第二号」を「第十一条第八項第三号」に改め、同条第六号中「第十三条第四項」を「第十一条第四項」に改め、同条第二十七号の二の次に次の十号

なければならぬ。

五 風景地保護協定の有効期間は、五年以上二十年以下でなければならない。

六 風景地保護協定に違反した場合の措置は、違反した者に對して不當に重い負担を課するものであつてはならない。

七 風景地保護協定は、関係法令及び関係法令に基づく計画と整合性のとれたものでなければならぬ。

八 風景地保護協定は、河川法又は海岸法その他これらの関係法令の規定に基づく公共用物の管理に特段の支障が生じないものでなければならぬ。

(風景地保護協定の公告)

第二十五条 条例第十九条第一項(条例第二十二条において準用する場合を含む。)の規定による公告は、次に掲げる事項について、公報、掲示その他の方法で行うものとする。

一 風景地保護協定の名称
二 風景地保護協定区域
三 風景地保護協定の有効期間
四 風景地保護協定区域内の自然の風景地の管理の方法
五 風景地保護協定区域内の自然の風景地の保護に関連して必要とされる施設が定められたときは、その施設
六 風景地保護協定の縦覧場所
(風景地保護協定の締結の公告)

第二十六条 前条の規定は、条例第二十二条(条例第二十二条において準用する場合を含む。)の規定による公告について準用する。

(公園管理団体の指定基準)

第二十七条 条例第二十四条第一項の規定による公園管理団体の指定は、次の各号に適合していると認められるものについて行うものとする。

- 一 自然の風景地の保護とその適正な利用の推進を目的とする団体であること。
- 二 自然環境に関する科学的知見を有していることその他条例第二十五条各号に掲げる業務を適正かつ確實に行うことができる技術的な基礎を有するものであること。
- 三 十分な活動実績を有していることその他条例第二十五条各号に掲げる業務を適正かつ確實に行うことができる人員及び財政的基礎を有するものであること。

四 営利を目的としない団体であることその他条例第一十五条各号に掲げる業務を公正かつ適確に行うことができるものであること。

様式第一(一)から様式第一(五)までの様式中「第13条第4項」を「第11条第4項」に改める。

様式第一(十)中「第13条第4項」を「第11条第4項」に改め、同様式を様式第一(十一)とする。

様式第一(八)中「第13条第4項」を「第11条第4項」に改め、同様式を様式第一(九)とし、同様式の次に次の二様式を加える。

様式第一(九)中「第13条第4項」を「第11条第4項」に改め、同様式を様式第一(九)とする。

様式第1(10)(第19条関係)

年 月 日

島根県知事 様

申請者 住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)
 氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) ㊞

特別地域内動物の捕獲（殺傷）・動物の卵の採取（損傷）許可申請書

島根県立自然公園条例第11条第4項の規定により、 県立自然公園特別地域内における動物の捕獲（殺傷）又は動物の卵の採取（損傷）の許可を受けたく、下記のとおり申請します。

記

目的		
行為地		
行為地付近の状況		
動物（卵）の種類		
施行方法	捕獲（殺傷）・採取（損傷）物の数量	
	捕獲（殺傷）・採取（損傷）の方法	
予定日	着 手	
	完 了	
備考		

- 備考 (1) 申請文の「 県立自然公園」の箇所には、当該県立自然公園の名称を記入すること。
 (2) 「捕獲（殺傷）・採取（損傷）の方法」欄には、捕獲（殺傷）・採取（損傷）の方法、使用器具の名称等を記入すること。
 (3) 「備考」欄には、他の法令の規定により当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その旨を記載すること。
 (4) 不要の文字は、抹消すること。

様式第一（七）中「第13条第4項」や「第11条第4項」に改め、同様式を様式第一（八）とする。

様式第一（六）中「第13条第4項」や「第11条第4項」に改め、同様式を様式第一（七）とする。

様式第一（五）の次に次の二様式を加える。

様式第1(6)(第19条関係)

年 月 日

島根県知事 様

申請者 住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)
 氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) ㊞

特別地域内物の集積(貯蔵)許可申請書

島根県立自然公園条例第11条第4項の規定により、
 県立自然公園特別地域内における物の集積(貯蔵)の許可を受けたく、下記のとおり申請します。

記

目的		
行為地		
行為地付近の状況		
集積(貯蔵)物の種類		
施 行 方 法	集積(貯蔵)方法	
	土地使用面積及び集積(貯蔵)する高さ	
	関連行為の概要	
	集積(貯蔵)設備	
予 定 日	着 手	
	完 了	
備 考		

- 備考 (1) 申請文の「 県立自然公園」の箇所には、当該県立自然公園の名称を記入すること。
 (2) 「備考」欄には、他の法令の規定により当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その旨を記載すること。
 (3) 不要の文字は、抹消すること。

様式第一（一）中「（第19条の2関係）」や「（第19条の3関係）」は、「第13条第6項」を「第11条第5項」と読みな。
 様式第一（一）中「（第19条の2関係）」や「（第19条の3関係）」は、「第13条第6項」を「第11条第6項」に読みな。

様式第一中「（第15条第1項）」や「（第13条第1項）」は、「第17条第3項、第19条第3項若しくは第20条第4項」や「（第15条第3項、第17条第3項若しくは第30条第4項）」は、「第17条第3項、第19条第3項若しくは第30条第4項」に読みな。

島根県立自然公園条例施行規則（以下「新規則」とい。）による許可の申請（以下「許可申請」とい。）について適用し、この規則の施行の日前に行われた許可申請については、なお従前の例による。

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

（経過措置）

（附 則）

（施行期日）

この規則による改正後の島根県立自然公園条例施行規則（以下「新規則」とい。）第十九条の二の規定は、この規則の施行の日以後に行われる条例第十一條第四項の規定による許可の申請（以下「許可申請」とい。）について適用し、この規則の施行の日前に行われた許可申請については、なお従前の例による。

この規則の施行による改正前の島根県立自然公園条例施行規則に基づき交付された証明書は、新規則に基づき交付された証明書とみなす。

附 則

島根県知示第三百三十五号

島根県立自然公園条例（昭和三十六年島根県条例第十一号）第十一條第四項第六号の規定により、島根県立自然公園の特別地域内の屋外において知事の許可を受けなければ集積し、又は貯蔵してはならない物を次のとおり指定し、平成十五年四月一日から施行する。

平成十五年三月二十八日

島根県知事 澄田信義

平成十五年三月二十八日

土石

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第二百三十七号）第一条第一項

平成十五年三月二十八日

島根県 県政局

発行所 松江市殿町島根県庁
印刷所 松江市学園南松陽印刷所

定価一箇月 金一千四百一十円（送料共）